

ブロック塀等撤去費補助申請チェック表

ブロック塀等撤去費補助を受けようとする方は次の条件に当てはまる必要があります。
すべての項目に該当するか確認してください。

ブロック塀等撤去費補助を受けるための条件		
ブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀ですか？	はい	いいえ
道路及び公共施設の敷地に面する塀ですか？	はい	いいえ
塀の高さは道路から1メートル以上ありますか？	はい	いいえ
今年度内に工事が終了し、実績報告書の提出ができますか？	はい	いいえ

【申請の流れ】

交付申請（必ず工事着工2週間前には申請してください。）

- ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）
- 委任状（委任している場合）
- 撤去場所の案内図
- 撤去する塀の配置図（塀の高さ及び長さ、道路の幅員を記入）
- 取壊しに要する経費の見積書
（申請者の方のフルネーム宛で社印のあるもの）
（ブロック塀撤去工事以外の工事が含まれる場合は内訳を分かるようにしたもの）
- 工事着手前の写真

補助金交付決定通知

↓
契約（補助金交付決定通知前の契約は不可）

↓
着工（補助金交付決定通知前の契約は不可）

↓
（ブロック塀等撤去時の写真が実績報告に必要です。フェンス等設置前に必ず撮影下さい。）

↓
完了（2月末までに完了する工事が補助対象となります。）

↓
実績報告（工事完了後1ヶ月以内に提出してください。）

- ブロック塀等撤去実績報告書（様式第5号）
- 工事請負契約書の写し
- 撤去工事費の領収書の写し
（ブロック塀撤去工事以外の工事が含まれる場合は内訳を分かるようにしたもの）
- 工事完了後の写真（ブロック塀等撤去時の写真）
- 補助金支払請求書

【補助金の額】

撤去に要する経費の額、撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度とする。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。